

徳島県OURポートアドプト事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は「徳島県土木施設アドプト支援事業運営要綱（平成26.4.1・以下「運営要綱」という。）に基づき、徳島県が管理する港湾・海岸（港湾管理者の長が管理するものに限る。以下同じ。）に対するアドプト・プログラムの実施について必要な事項を定めるものとする。

（参加手続き）

第2条 参加者は、参加者届出書（様式第1号）を事業実施区域が所在する市町（以下「市町」という。）を経由して、又は直接、事業実施区域を管轄する徳島県東部県土整備局長若しくは徳島県南部総合県民局長（以下「局長」という。）へ届け出るものとする。また、変更があった場合も同様とする。

（覚書の交換）

第3条 参加者は、この事業を実施するに際し、市町の長及び局長又は局長と徳島県OURポートアドプト事業に関する覚書（様式第2号。以下「覚書」という）を交換するものとする。

（実施対象区域等）

第4条 覚書第1の実施対象区域の基準は、次のとおりとする。

- (1) 港湾区域（河川区域と重複する部分）については、延長0.1km以上の区間とする。
 - (2) 港湾隣接地域については、延長0.1km以上の区間とする。
 - (3) 臨港交通施設（道路）、外かく施設（防波堤、防砂堤、防潮堤、護岸、堤防、胸壁）については、延長0.1km以上の区間とする。
 - (4) 緑地（公園）等については、各緑地（公園）等を1区間とする。ただし、みなと公園については、延長0.1km以上の区間とする。
 - (5) 海岸保全区域については、延長0.1km以上の区間とする。
 - (6) (1)以外の港湾区域については、参加者と局長が協議して定める区域とする。
- 2 参加者は、覚書第1の実施対象区域において、覚書第2の期間（最長1年間とする。）に、年間3回以上の清掃美化活動を行うものとする。

（年間活動報告書等）

第5条 運営要綱第5に定める年間活動計画書及び実施状況報告書は、それぞれ様式第3号及び様式第4号とする。

- 2 局長は、市町又は参加者から年間活動計画書の提出を受けた後、県様式1により参加者報告書を作成し、速やかに覚書及び参加者届出書の写し並びに参加者報告書を運輸政策課長に送付するものとする。また、活動終了後の実施状況報告書についても同様とする。

（看板の規格）

第6条 運営要綱第7の(1)の看板の規格は、別紙1及び2のとおりとする。ただし、現地の状況その他の理由により、この規格により難しいと局長が認めるときはこの限りでない（色を除く。）。

（市町への協力依頼）

第7条 局長は、第2の参加者届出書の提出があったときは、市町を経由して提出された場合を除き速やかに市町に協力を要請するものとする。

附 則

この要領は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。